平成３０年３月３０日

個別事件検討会(婚外子の氏を変更について)

有馬明仁

第１　事案の概要等

第２　婚外子の氏を変更する方法

１　認知→氏の変更

２　養子縁組

３　戸籍法１０７条による氏の変更

第３　認知→氏の変更

１　手続の概要

(1) 認知届の提出（民法779条。以下省略）
(2) 子の氏の変更許可審判申立（791条）
(3) 入籍届（許可審判書の謄本を本籍地又は住所地の市区町村役場に持参）

２　手続の詳細

(1) 認知届の提出（779条）
　父や子の戸籍に反映
cf）父が婚外子（非嫡出子）を認知すると戸籍はどうなるか。
父親に認知されたからといって，それにより父の戸籍に入るわけではなく，父が子を認知した事実は戸籍に記載されます。
ただし，転籍や改製，その他の原因によって，父の戸籍が新たに作られたときには，子を認知した事実は記載されない。
そのため，現在の戸籍だけを見るだけでは認知した子の有無が判明しない場合がある。

(2) 子の氏の変更許可審判申立（791条）
ア　管轄
　子の住所地を管轄する家庭裁判所
イ　申立人

子ども（１５歳未満の場合には，法定代理人）（791条1項・3項）

ウ　添付書類

子，内妻，父，母の戸籍謄本

エ　手続

(ア)別表第１事件に規定

(イ)通常は，当日あるいは翌日に決定が出る。

しかし，非嫡出子の場合は，平均して，半年ないし１年程度かかることがある。

本妻や嫡出子がいる場合，調査官調査等により，かかる人物の意見を聴取することになる。

オ　裁判例

(ア)判断の傾向

審判例の主流は，比較衡量説である。

比較考慮する利益は，（Ａ）婚外子の利益及び（Ｂ）法律婚の利益である。

（Ａ）＝子が父又は母と生来的又は後発的に氏を異にする場合，父又は母の戸籍に入籍することができず，その結果，社会生活上の不便が生じたり，呼称秩序の安定性を欠くことがあるので，こうした不都合を除去する必要性がある

（Ｂ）＝本妻や嫡出子の経済的・社会的生活（就職，婚姻）に影響を及ぼす

(イ)比較衡量の要素

①申立人の年齢

②父親との同居の有無，同居期間

③重婚的内縁期間（本妻との別居期間）

④父と本妻との別居の原因，その修復の可能性

⑤嫡出子の年齢

⑥父親が法律婚家族に対して経済的義務を尽くしているか否か等

(3) 入籍

許可審判書の謄本を本籍地又は住所地の市区町村役場に持参して入籍届届出のあった日から効力が生じる（さいたま市HPにも記載あり）

第４　養子縁組

１　手続

(1) 養子縁組届出の提出（799条・739条）

ア　養子縁組につき家庭裁判所の許可不要（798条但書）

イ　法定代理人（婚外子の母）による養子縁組の代諾（797条1項）
ウ　配偶者とともにしなければならない（795条）

(2) 養子縁組届出の受理（800条）
効力発生（799条・739条1項），養親の氏を称する（810条）

第５　戸籍法１０７条による氏の変更

戸籍法１０７条には，氏の変更をするには「やむを得ない事由」が必要である。

この点，「通姓に対する愛着や内縁関係の暴露を嫌うというような主観的事情を意味するのではなく，呼称秩序の不変性確保という国家的・社会的利益を犠牲にするに値するほどの高度の客観的必要性を意味すると解すべきである」と判断した裁判例が示しているように（札幌高裁昭和４１年１０月１８日），「高度の客観的必要性」，すなわち客観的に見てもどうしても氏の変更が必要だと思われる事情がなければならない。

以上